

# 安全と安心を未来に つなぐ水道事業の実現に向けて

～経営健全化を図り老朽施設の更新していくため、料金改定を予定しています～

水道水は、わたしたちの日常生活や社会経済活動に欠かせない役割を担っており、家庭等への生活用水を届ける水道施設は重要なライフラインの一つです。

滝の頭や一ノ目瀧など良質な水源からおいしい水を将来にわたって安定的に届けるためには、水道管等を計画的に更新していく必要があります。



2023年11月  
男鹿市企業局

【滝の頭湧水】    【一ノ目瀧】



# 目次

1.水道事業の会計について P 3

2.収入の減少・費用の増加 P 4

3.人口の減少 P 5

4.料金収入の減少 P 6

5.水道管の老朽化 P 7

6.水道料金の改定状況 P 8

7.経費削減に係るこれまでの取組 P 8

8.水道料金見直しの検討結果 P 9

9.水道料金の改定幅 P 10

10.水道料金の計算方法 P 11

11.一般家庭でのモデル料金 P 12

12.財政シミュレーション P 13・14

# 1.水道事業の会計について

## 独立採算制

水道事業は、公営企業会計を適用し、税金等で事業を行う公的サービスとは異なり、水道料金を主たる収入として独立採算により事業運営しなければならない。

地方公営企業法第17条の2 より

<参考>	市役所	企業局 (水道事業)
会計	一般会計	公営企業会計
主な収入源	税金	<b>水道料金</b>

原則として、財源に税金を使うことはできない

**水道事業は、事業費のほとんどを水道料金収入でまかなっている**

## 2. 収入の減少、費用の増加

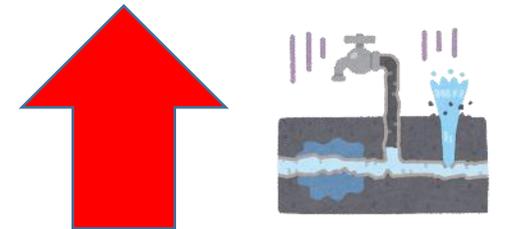
人口の減少  
節水機器の普及  
など

収入の減少



老朽化した  
水道施設の  
更新・改修

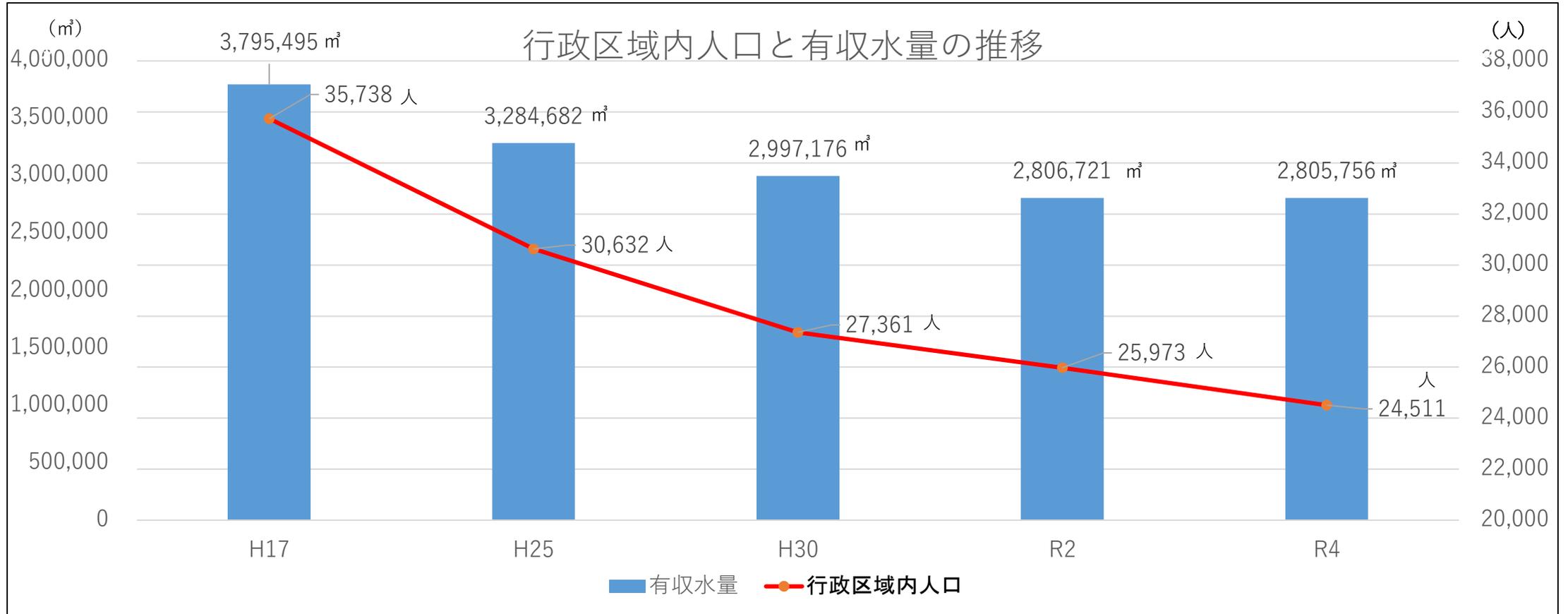
費用の増加



年々収入が減少する一方で、老朽化する施設の更新が必要

### 3. 人口の減少

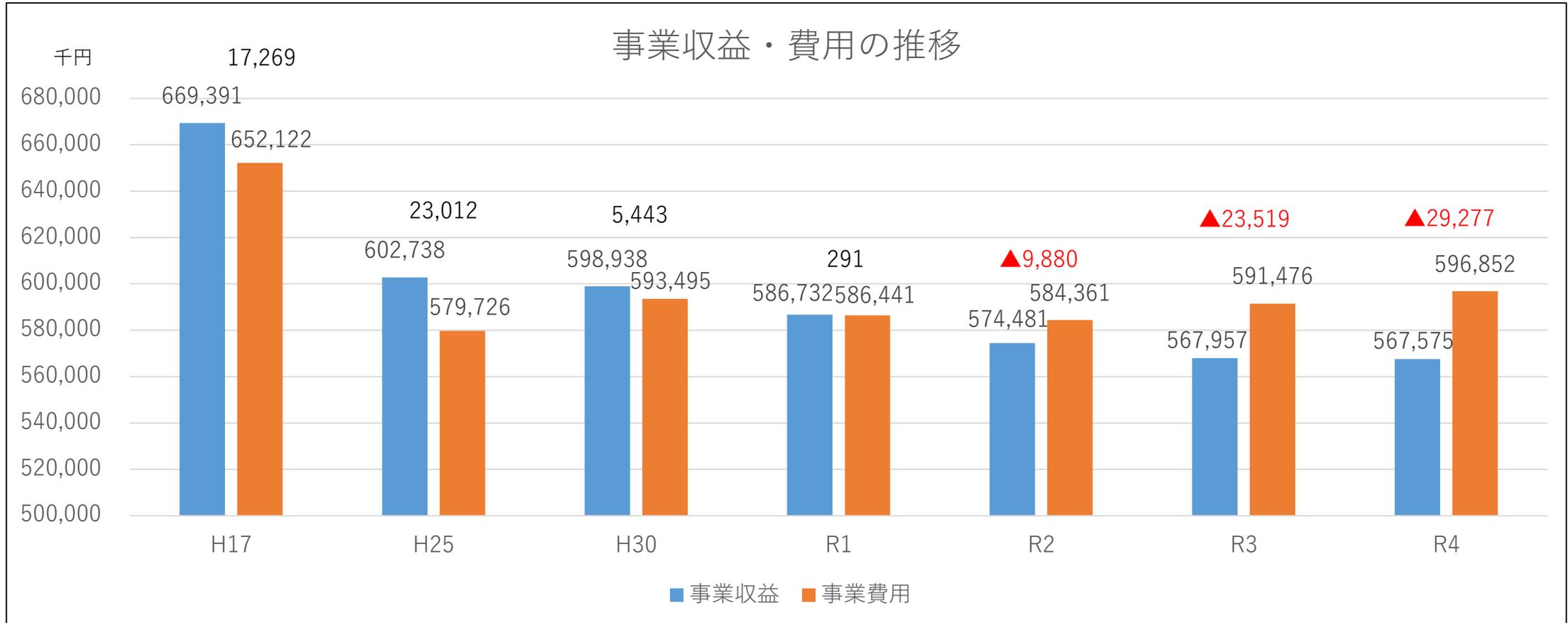
有収水量とは？  
⇒料金収入の対象となる家庭や事業所などで使用された水量



人口減少に伴い、水道の使用量が年々減少

## 4.料金収入の減少

(税抜き)

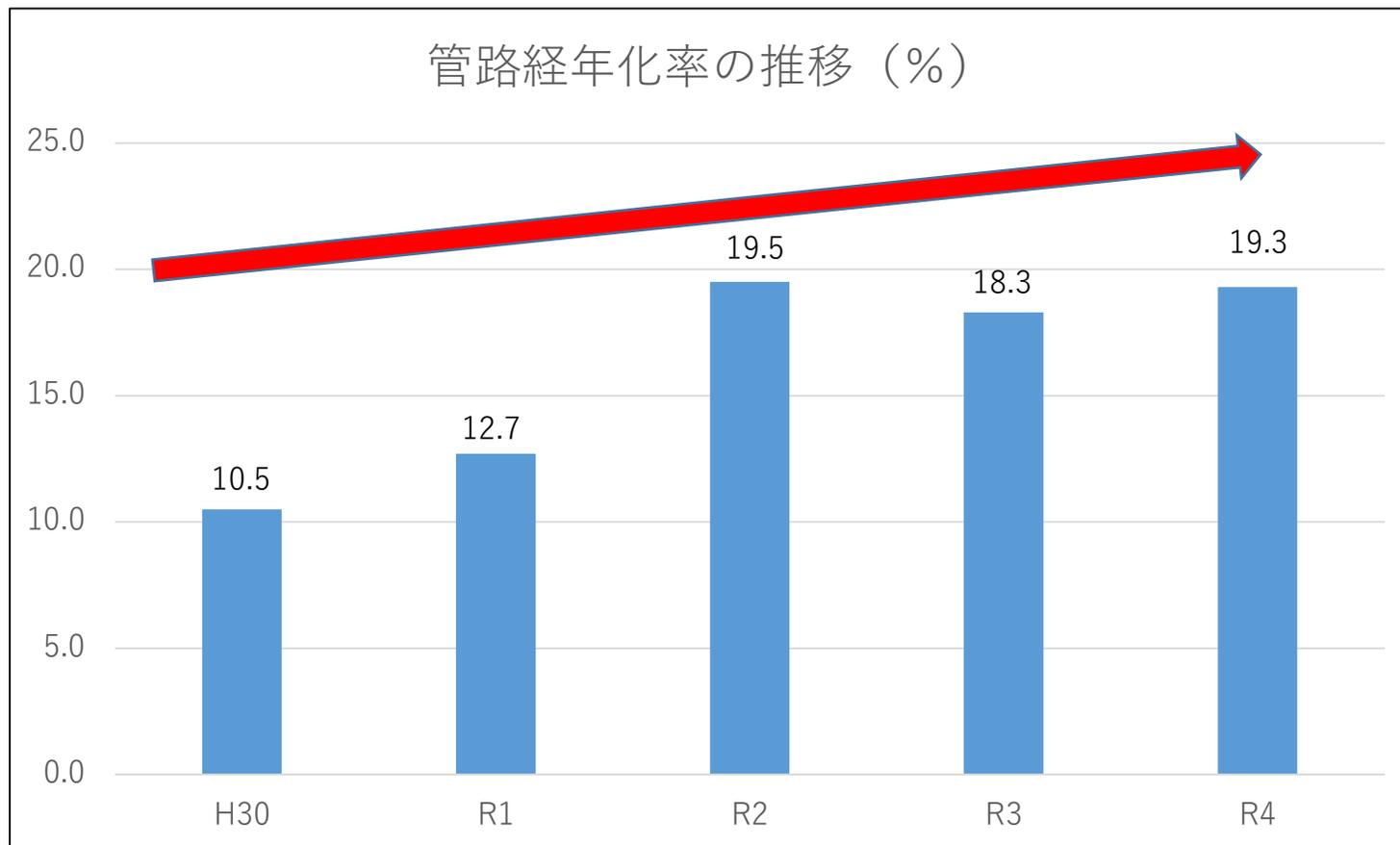


料金収入の減少により、R2年度以降3年連続して純損失が発生した

## 5.水道管の老朽化

管路経年化率とは？

⇒設置から法定耐用年数（40年）  
を経過した管路の割合



【道路の陥没状況】



【漏水管の状況】



本市の管路延長453kmのうち約87kmが耐用年数を超えており、増大する老朽管の更新の費用は必要

## 6.水道料金の改定状況

昭和60年	旧男鹿市	料金改定	38年経過
平成15年	旧若美町	料金改定	20年経過
平成20年	新男鹿市	料金統一	15年経過

男鹿市の水道料金は、平成17年の市町合併時の「サービスは高い方へ、負担は低い方へ」という考え方にに基づき平成20年に旧2市町の料金のすり合わせを行い、これまでに一度も料金改定を行わないなかで、水道事業を運営してきた。

## 7.経費削減に係るこれまでの取組

- ①民間業者への包括業務委託
- ②低利起債への借り換え
- ③組織体制の見直し
- ④電気料金の契約見直し など

滝の頭など良質な水源に恵まれ、浄水処理費用を安価に抑える優位性を有していたほか、経営状況が厳しくなる中で、人件費の抑制や外部委託等の見直しにより、県内13市のなかでも比較的低い料金体系を維持してきた。

**経費削減等の経営努力により、長期間にわたり水道料金を据え置き事業運営を行ってきた**

## 8.水道料金見直しの検討結果

①令和2年度から赤字が発生しており、このままでは水道事業の維持が困難となることから、料金改定はやむを得ない状況。

②財政状況を考慮すると、平均で30%以上の引上げが望ましいが、昨今の社会情勢を踏まえ可能な限り抑える。

③※用途別料金制を維持するが、高い料金水準に設定されている用途区分の改定幅を抑えるなど用途区分間の改定幅を調整。

④周知期間等を考慮し、新料金は令和6年7月検針分から（7月1日使用分から）適用

※用途別料金制は、一般家庭を一般用、店舗などを営業用など、水道水を使用する用途で区分し、料金に格差を設ける料金体系で、一般家庭用の料金水準が低く設定されています。

## 9.水道料金の改定幅

現行料金(税抜)			改定料金(税抜)			改定率 (%)	
用途	基本料金 (円)	従量料金 (円)	用途	基本料金 (円)	従量料金 (円)	基本料金	従量料金
	基本水量 (m <sup>3</sup> )	従量水量 (m <sup>3</sup> )		基本水量 (m <sup>3</sup> )	従量水量 (m <sup>3</sup> )		
①一般用	1,160	150	①一般用	1,500	195	29.31	30.00
	0~10	11~		0~10	11~		
②団体用	1,700	195	②団体・営業用	2,000	230	17.65	17.95
	0~10	11~		0~10	11~		
③営業用	1,900	220	③温泉・浴場営業用	35,650	213	197.08	46.90
	0~10	11~		0~200	201~		
④浴場営業用	12,000	145	④工場用	253,000	225	15.00	0.00
	0~100	101~		0~1,000	1,001~		
⑤温泉旅館用	31,000	185	⑤特殊用	-	450	-	28.57
	0~200	201~		-	1~		
⑥保養施設用	14,000	165	⑥プール用	-	150	-	25.00
	0~100	101~		-	1~		
⑦工場用	220,000	225					
	0~1,000	1,001~					
⑧船舶用	-	350					
	-	1~					
⑨特殊用	-	420					
	-	1~					
⑩プール用	-	120					
	-	1~					

過度な負担増加に考慮し  
現行料金から原則30%を  
超えない範囲の設定と  
する。  
(全体平均は21.3%の引き上げ)



※メーター使用料は据え置き (13mm : 130円、20mm : 260円、25mm : 290円)

## 10.水道料金の計算方法（現行料金の場合）

水道料金は、「①基本料金＋②従量料金＋③メーター使用料＋消費税相当額」で計算されます。

①基本水量まで基本料金で水道水を使用できます。（一般家庭では10m<sup>3</sup>まで1,160円）

②基本水量を超えた場合には使用量に応じて従量料金が合算されます。（一般家庭では1m<sup>3</sup>あたり150円）

③ご自宅等で使用されている給水管が13ミリ口径から25ミリ口径の場合は、企業局から貸与しているメーター使用料が合算されます。  
(13ミリ口径130円、20ミリ口径260円、25ミリ口径290円)

### ※例えば

一般家庭で月10m<sup>3</sup>を使用した場合（13ミリ口径の家庭）  
基本料金1,160円＋従量料金0円＋メーター使用料130円＋消費税相当額129円＝1,419円

一般家庭で月20m<sup>3</sup>を使用した場合（13ミリ口径の家庭）  
基本料金1,160円＋従量料金1,500円＋メーター使用料130円＋消費税相当額279円＝3,069円

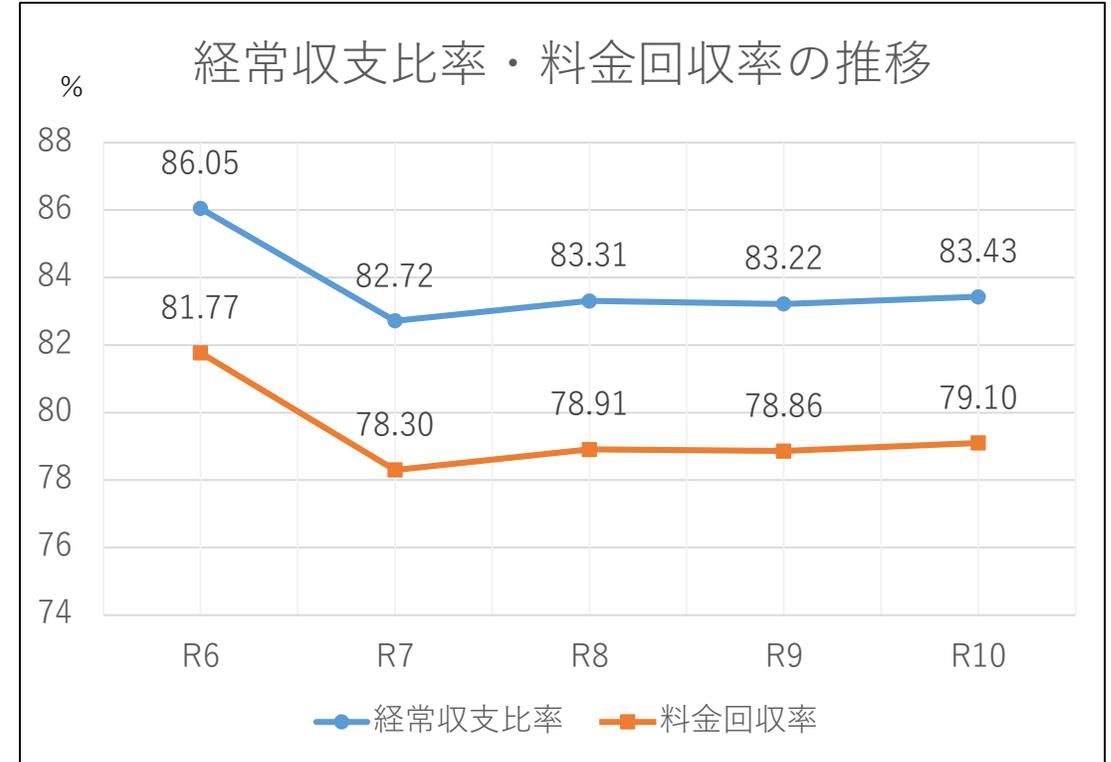
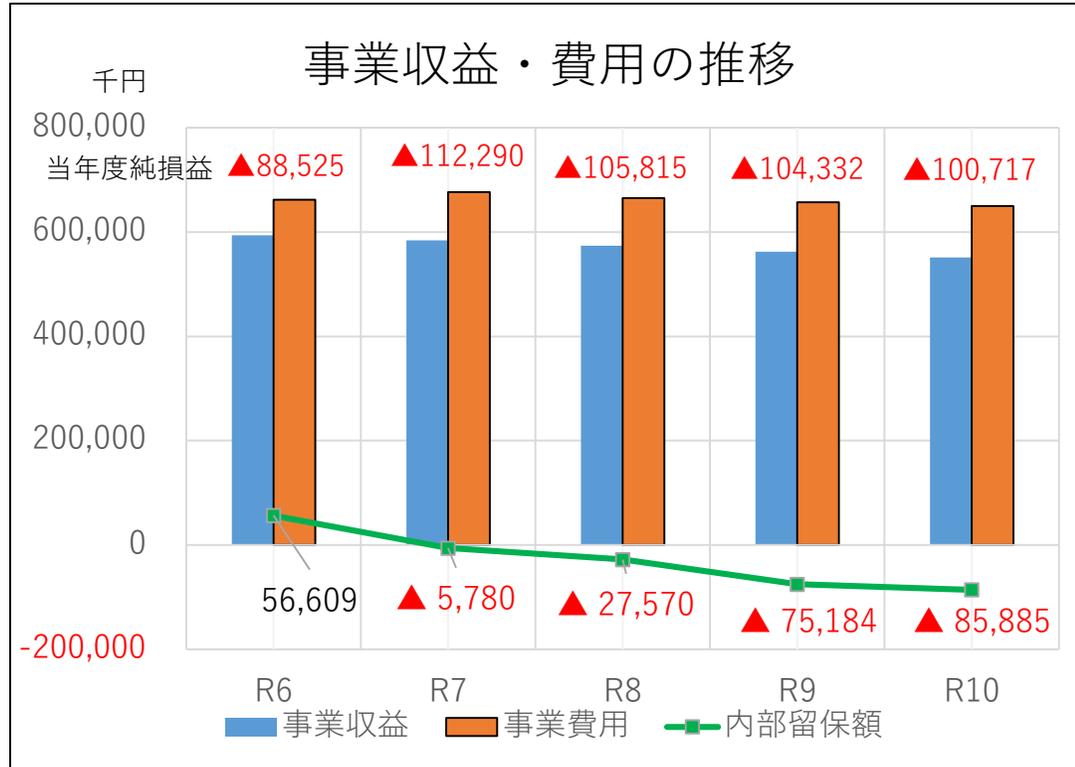
## 11.一般家庭でのモデル料金

使用量/月	想定世帯人数	現行料金	改定料金	増加額（月）	増加額（年）	増加率
10m <sup>3</sup>	1～2名	1,419円	1,793円	374円	4,488円	26.4%
20m <sup>3</sup>	3～4名	3,069円	3,938円	869円	10,428円	28.3%
30m <sup>3</sup>	5～6名	4,719円	6,083円	1,364円	16,368円	28.9%

※メーター口径13mm、消費税含む



# 12.財政シミュレーション【現行料金の場合】



#### 内部留保額とは？

⇒ 経営活動による利益や減価償却費など、現金支出を伴わない経費によって企業内に残る資金で、一般家庭でいうと貯金のようなものの性格である。資本的収支（水道施設を整備するための財源と費用）が不足した場合などに補てんをする。

#### 経常収支比率とは？

⇒ 料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

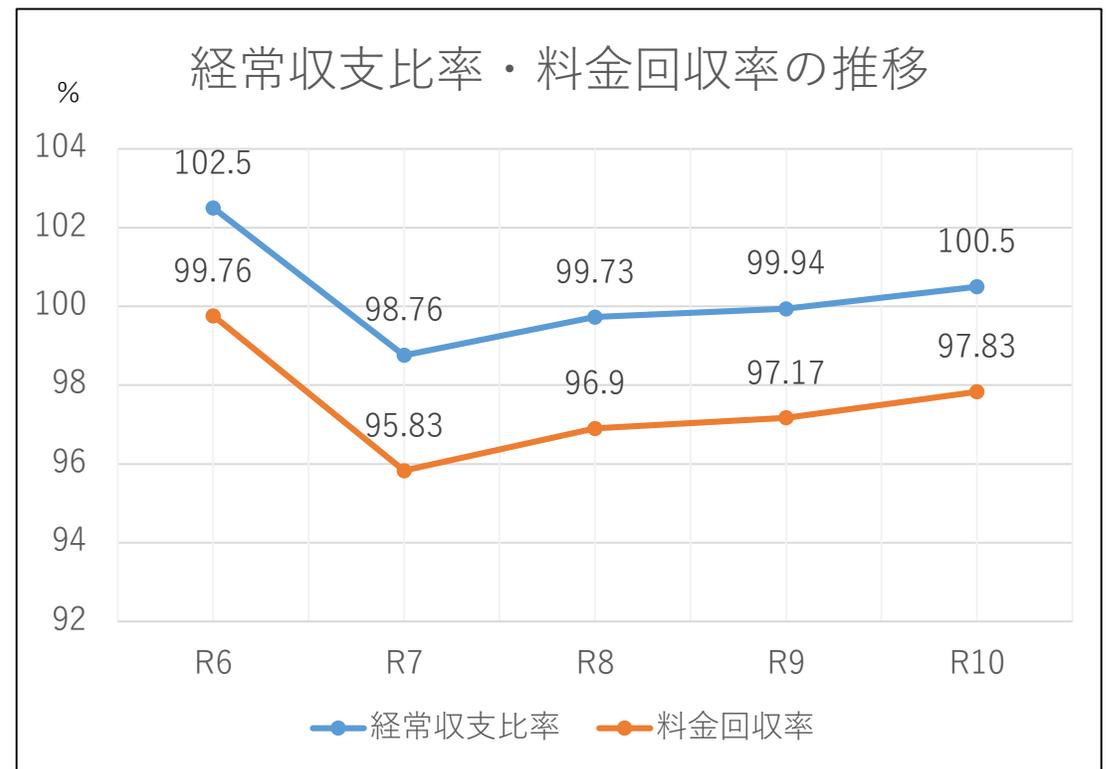
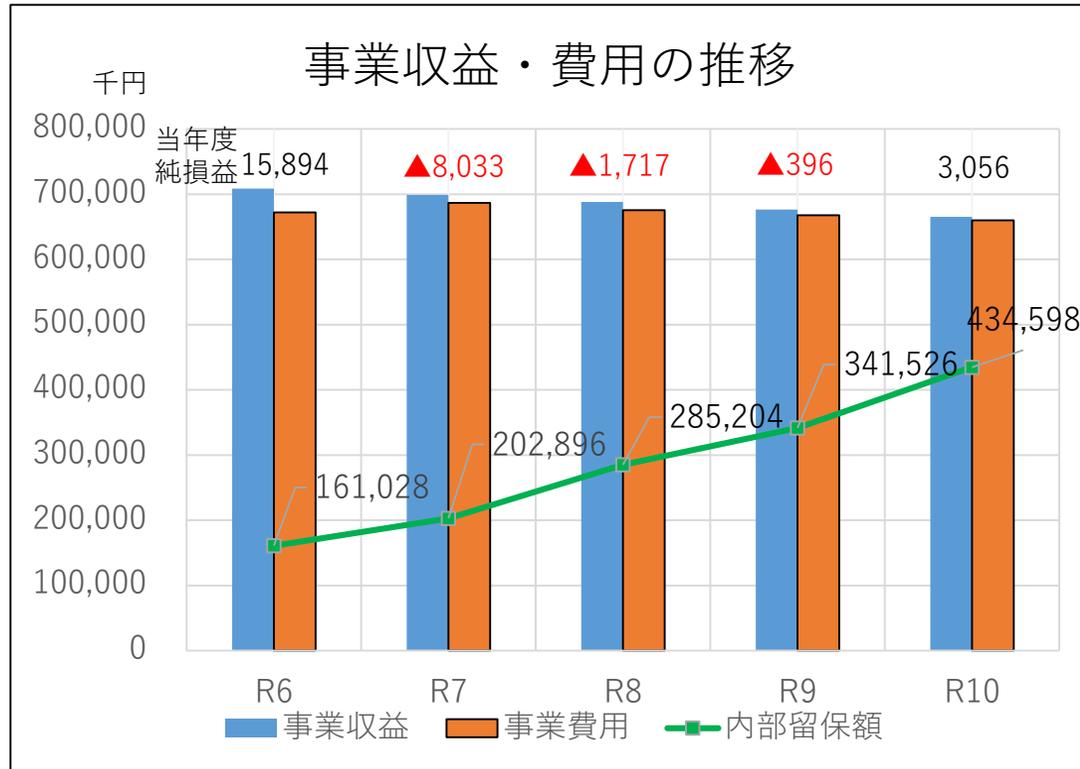
「100%を下回っており、単年度の収支が赤字となっている」

#### 料金回収率とは？

⇒ 給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標

「100%を下回っており、料金収入のみでは全てを賄えていない」

## 12.財政シミュレーション【料金改定の場合】



○当年度純損益は、R7～R9までは純損失が発生しているが最終年度は純利益が発生する見込み

○内部留保額は、R6以降増加するものの最終年度でも年間の事業収益の7割程度の見込み

※消費税込みで表示しているため、収益－費用が純損益と一致しない。

経常収支比率は、R7～R9までは100%を下回っているが、R10で100%を上回る見込み

料金回収率は、年々上昇し100%に近い数値に改善される見込み

## 終わりに

水道は、安全・安心な生活に欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたって安定して事業を継続していく必要があります。

そのためには、適切な水準の料金収入の確保が必要不可欠です。

今後、能率的な経営を心掛けてまいりますので、このたびの水道料金の改定に、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



### 【お問い合わせ先】

男鹿市企業局管理課

総務班

お客さまサービス班

☎ : 0185-46-4102

☎ : 0185-46-4103

☎ : 0185-46-3122

✉ : [kigyou@city.oga.akita.jp](mailto:kigyou@city.oga.akita.jp)